

## 鳥取県告示第 544 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町亀尻字八幡谷267の1、267の2、字竹前362の3、363、字下家空540、543、字西山565の1、565の5、青谷町山根字山ノ鼻779の1

### （2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### （3） 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

青谷町亀尻字竹前362の3・363・字西山565の1・565の5・青谷町山根字山ノ鼻779の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町長和瀬字島邊り8、8の1、青谷町奥崎字中村廻215の1、字谷田487、青谷町養郷字岩手ノ一389の1、字宮ノ脇402の2、青谷町善田字東山411の3、411の4、字すけたい462から464まで、466、475、477、字清水480の2、481、481の1、字上西山488の20、488の29、488の31から488の33まで、字大根風494の1、494の2、495、青谷町大坪字天神538、539、青谷町蔵内字山大谷925の1、925の3、字東笹尾958の6、958の16から958の18まで、青谷町早牛字大石谷652、字鎌谷652の1（次の図に示す部分に限る。）、字高平762、763、字砂子848の1、848の3

### （2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### （3） 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

青谷町早牛字鎌谷652の1（次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐は、択伐による。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）